

## 新潟産業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

制定 令和元年9月11日

### (目的)

第1条 この規程は、新潟産業大学（以下「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における「研究者」とは、教職員のうち研究活動に携わる者及び過去に携わっていた者をいう。

2 この規程における「研究活動上の不正行為」とは、研究者が研究活動を行う場合において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによってなされる、次に掲げる行為等をいう。

1. 捏造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること
2. 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
3. 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
4. その他：前各号のほか、研究活動上の不適切な行為であって、研究者としての行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

### (最高管理責任者)

第3条 研究活動上の不正行為の防止等に関し、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応に関する最終責任を負うものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的資金の管理・運営が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、学部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動及び公的資金の管理・運営について機関全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究活動上の不正行為の防止等に関し、コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究活動及び公的資金の管理・運営について実質的な責任と権限をもつ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため教職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、公的資金の管理・執行が適切に行われているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究者に対する研究倫理教育について、実質的な責任と権限をもつ研究倫理教育責任者を置き、副学長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究者に対し研究者としての規範意識向上を図ることを目的に、研究倫理教育・研修等を定期的に行わなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究活動に携わる学生に対する研究倫理教育を推進し、研究者としての規範意識向上に努めるものとする。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止にも努めなければならない。

- 2 研究者は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育・研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検査可能性を担保するために、研究のために集積・作成した研究データ・資料・情報等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(通報の窓口)

第8条 研究活動上の不正行為に対する通報を受け付ける窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。

(通報の受付)

第9条 通報は、何人からも、書面、電話、FAX、電子メール、面談等にて受け付ける。

- 2 原則として、通報は顕名により行われ、不正行為を行った研究者・グループ等の事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されたもののみ受け付ける。
- 3 通報窓口は、通報事実を把握し、申立て内容を速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 5 匿名による通報があった場合、その内容に応じて顕名による通報に準じた取扱を行う。

- 6 書面による通報など、受付がなされたか否か通報者が知り得ない方法で通報がなされた場合、通報を受け付けたことを、通報者に通知する。ただし、匿名の通報者を除く。調査結果が判明する前に通報者の顕名が明らかになった場合、顕名による通報者として取り扱う。
- 7 通報の意思を明示しない相談については、内容に応じ通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に告発の意思があるか否かを確認するとともに、調査委員会の判断で、調査を開始することができる。
- 8 不正行為が行われようとしている、また、不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被通報者に警告を行うものとする。ただし、被通報者が本学所属でない場合は、被通報者の所属する機関に事案を回付する。
- 9 本学が被通報者の所属する研究機関ではないが、警告を行った場合は、被通報者の所属する研究機関へ、警告の内容等を通知する。
- 10 調査事案が漏えいした場合は、通報者・被通報者の了解を得て、調査中に関わらず、調査事案を公に説明するものとする。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 11 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上の掲載等により不正行為の疑いが指摘された場合、事案内容の明示や科学的な合理性が示された場合に限り、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 12 被通報者が、本学をはじめ複数の機関に所属する場合は、主に研究活動を行った機関を中心に合同調査を行う。また、本学とは異なる機関で行った研究活動についても、合同調査を行う。

#### (通報者の保護)

- 第 10 条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報等をしたことを理由に当該通報者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (調査委員会)

- 第 11 条 通報事項を調査するために、調査委員会を置く。なお、調査委員会の委員の半数以上は、外部有識者で構成するものとする。
- 2 調査委員会は、次に定める委員をもって構成し、統括管理責任者を委員長とする。
    1. 統括管理責任者
    2. 最高管理責任者が指名する教職員 若干名
    3. 本学に属さない弁護士または公認会計士等
  - 3 すべての調査委員は、通報者及び被通報者と直接利害関係を有しない者でなければならない。
  - 4 調査委員会が設置されたときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。

- 5 通報者及び被通報者は、前項の通知が到達した日から 10 日以内に異議を申し立てることができる。
- 6 最高管理責任者は、前項の異議を受理したときは、その内容を審査し、妥当と判断したときは、異議申立てに係る委員を交代させる。
- 7 最高管理責任者は、前項の審査結果及び委員を交代させたときは、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 8 調査委員会は、対象となる事案に関して、研究の不正行為の疑義に関する予備調査及び本調査を行う。
- 9 調査委員会は、調査終了後、速やかに結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (予備調査)

第 12 条 調査委員会は、申立内容の合理性、調査の可能性について予備調査を実施する。

- 2 調査委員会は、告発等の通報の受付から 30 日以内に、本調査の要否を判断し、最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前項の結果に基づき、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合、通報者及び被通報者に通知を行う。また、公的資金の配分機関及び関係省庁に対して、その旨を通知するとともに、被通報者に対して調査対象となる公的資金の使用停止を行うことができるものとする。

#### (本調査・認定)

第 13 条 本調査に於いて、本調査が開始されるまでの期間の目安として 30 日と定め、150 日以内に不正の有無及び不正内容、関与したもの、関与の程度、不正使用額等を調査し認定する。

- 2 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行われる。加えて調査委員会の判断で、調査に関連した被通報者の他の研究活動も含まれ、被通報者の弁明の聴取が行われるものとする。
- 3 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意志によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を求める場合は、調査委員会の指導・監督の下、それに要する期間及び機会、機器の使用等を保障する。
- 4 本調査にあたって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料を保全する措置を取る。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動は制限しないものとする。
- 5 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
- 6 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の一部が確認された場合には、速やかに認定し、公的資金の配分機関及び関係省庁に報告をする。
- 7 調査委員会は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、

公的資金の配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに、調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を公的資金の配分機関及び関係省庁に行う。

- 8 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告をする。
- 9 調査委員会は、告発者からの説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 10 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 11 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。
- 12 不正行為が行われたと認定された場合は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法について、公的資金の配分機関及び関係省庁に報告し、協議するとともに、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる等の、配分機関の調査に協力しなければならない。
- 13 不正行為が行われたと認定されなかった場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定も行う。また、この認定に当たっては、通報者に弁明の機会を与えることとする。
- 14 調査委員会は、通報者、被通報者及び関係者等に対し、調査結果を通知しなければならない。被告発者が本学以外の所属である場合は、その所属機関へも通知をする。

(不服申立て及び再調査)

- 第 14 条 通報者及び被通報者は、前条で通知のあった日から、14 日以内に不服の申立てをすることが出来る。ただし、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、通報者から不服申立てがあった場合は被通報者に、被通報者から不服申立てがあった場合は通報者にその旨を通知する。また、その事案に係る公的資金の配分機関に通知するとともに、関係省庁に報告を行う。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。
  - 3 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む）は、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
  - 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、最高管理責任者の判断により、当該調査委員会によって再調査を行うことが適当でないとした場合は、委員を変更することができる。
  - 5 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査の有無について、速やかに決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - 6 最高管理責任者は、速やかに不服申立て者に前項の結果の通知を行う。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合にも同様とする。
  - 7 最高管理責任者は、第 14 条第 5 項の報告に基づき、公的資金の配分機関に通知するとともに、関係省庁に報告を行う。また、再調査結果についても同様に報告を行うこととする。
  - 8 調査委員会は、不服申立てを受けてから、60 日以内に当該事案の再調査を行う。

(調査結果後の措置と公表)

第 15 条 最高管理責任者は、次項に定める措置を取ることが出来る。

2 不正行為が認められた場合

不正行為が認定されたときは、速やかに調査結果を公表する。

不正行為が認められた被通報者に対し、直ちに当該研究費の使用を中止させることとし、最高管理責任者は、本学就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。また、次に掲げる内容を公表する。

1. 不正に関与した者の氏名・所属
2. 不正が行われた研究課題
3. 不正内容・公的資金の額及び用途
4. 本学としての結論
5. 調査の方法・手順
6. その他、学長が必要と認めた事項

3 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、被認定者に対し、就業規則に基づく適切な処置をするとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

4 不正行為が認められなかった場合

不正行為が認定されなかったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査結果が外部に漏れいしていた場合は及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。第 13 条で停止した、公的資金の使用停止を解除し、被通報者に対して、不利益が生じないように十分に配慮しなければならない。

5 通報者の悪意による通報と認められた場合

1. 悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるためまたは被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えることまたは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。
2. 通報者が、本学所属の場合は、氏名・所属を公表し、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。通報者が、本学以外の機関に所属をしている場合は、その氏名・所属を、通報者の所属機関に通知をする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(守秘義務)

第 16 条 調査委員は、この規程に基づく調査により、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 11 日から施行する。